

(1)

愛知県社会福祉協議会

○貸付審査の結果、貸付不承認となった場合、理由は開示されないことに同意します。

オ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき。

この欄は記入しないでください。

借入申込者の世帯状況	氏名	年齢	性別	勤務先・学校名	特記事項(感染罹患患者、要介護者、学校休校等)
1					ア.罹患患者 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
2	 モモ子	夫・妻・子・父・母・その他	40 T・S・H・R ●年●月●日	●●薬局	ア.罹患患者 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
3	 ココロ	夫・妻・子・父・母・その他	11 T・S・H・R ●年●月●日	★★小学校	ア.罹患患者 イ.要介護者 ウ.学校休校の子の世話 エ.感染の恐れある子の世話 オ.個人事業主
4		夫・妻・子・父・母・その他	T・S・H・R 年 月 日	借入申込者と同じ名義の口座を記入してください。 口座名義はカタカナで記入してください。	
	その他 名				

口座名義人(カタカナ)	〇〇〇〇 イチロウ
-------------	-----------

借入理由
※感染拡大等
による影響の
内容を記入

新型コロナウイルス感染拡大の影響で収入が減

☒ 今後10万円を超える資金需要があるため

特記事項のアからオのいずれにも該当しないものの、100,000円を超える貸付を希望する場合は、ここに☒をご記入ください。

【借用書の記入の仕方】

(2)

緊急小口資金特例貸付

借 用 書

借入申込書に記載したお申込金額をご記入ください。

借 用 金 額	200,000円
---------	----------

緊急小口資金特例貸付の貸付金として上記金額を借用いたしました。

ついては、本借用書および重要事項説明書記載の厳守事項を固く守り、貴会の指示に従って、下記の条件により相違なく償還いたします。

なお、借用書提出日には貸付が決定していないため、借用書の日付は空白とし資金の貸付決定日をもって契約成立とするともに、借用書の借用金額については貸付決定通知書の金額をもって借用金額とすることを承諾します。

記入しないでください。

令和 年 月 日※

社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会
(借受人)

太枠内を自筆し、押印してください。
※住所・氏名は住民票の住所・氏名と一致するように記入してください。
※住所は「愛知県」から書き始めて、住民票と同一の表記で記載してください。

住 所	愛知県名古屋市◆◆区■●●丁目
氏 名	● ● 一 郎
生年月日	大正 昭和 年 月 日生 平成

印

印忘れずに

【借入要項】

1 貸付金の受領方法	借受人が指定する金融機関口座への振込による。	
2 貸付金の償還	据置期間	12 か月
	償還期間	24 か月
	償還方法	☒ 月賦償還 ☐ 一括償還
3 延滞利子	上記償還期間の最終日までに償還金を償還しなかったときは、償還期間経過後の残元金に対し、年利 3.0%の延滞利子を徴収します。	

期間を変更する場合には二重線と借受人本人の印で訂正の上、希望する期間をご記入ください。

【留意事項】

- ①上記の太枠線は申込者本人が記入してください。
- ②据置期間は、送金日が属する月の翌月から開始となります。
- ③償還期間は、据置期間終了月の翌月から開始となります。
- ④繰上償還は、各都道府県社会福祉協議会が指定する金融機関口座となります。

地 区	年 度	資 金	貸付コード	支店/受付番号
記入しないでください				

生活福祉資金に関する告知事項

(貸付金の交付について)

- 1 当協議会は、貸付決定し、借入申込人から署名捺印した借用書の提出があったときは、貸付決定に係る資金（貸付金）を借受人の指定する金融機関口座に送金により借受人本人に交付いたします。

(管理システムへの登録と信用情報の回答について)

- 2 借受人が県外に転出した場合、全国社会福祉協議会の管理システムに県外転出者として生活福祉資金の貸付に関する情報を登録します。

また、他の都道府県社会福祉協議会から生活福祉資金に関する信用情報の照会があった場合は、償還残額等、必要な情報に関し、信用情報を提供します。

(民生委員への通知について)

- 3 借入申込みの結果について、申込人の居住する地域において相談援助活動を行っている民生委員に通知することがあります。

(延滞利子について)

- 4 償還計画に定められた償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、償還期限後の残元金に対し、年利 3.0% の率をもって延滞利子を徴収します。

(督促について)

- 5 最終償還期限日を経過して全額償還がされない場合は、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、借受人に対して督促を行います。

また、滞納が継続するときは、当協議会又は市区町村社会福祉協議会が、家計の状況等について、聞き取りや面接調査を行う場合があります。

(救済制度について)

- 6 借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めたときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

(合意裁判所について)

- 7 借受人と当協議会の間で、訴訟の必要が生じた場合には、当協議会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とします。

- 8 生活福祉資金の利用に関する苦情

生活福祉資金の利用に関する借入申込人又は借受人からの苦情に対して対応するため、苦情受付窓口を都道府県毎に設置しております。

(1) 愛知県社会福祉協議会の苦情受付窓口 愛知県社会福祉協議会 総務部 TEL : 052-212-5500

(2) 福祉サービス運営適正化委員会 TEL : 052-212-5515

(愛知県社会福祉協議会へ相談しても解決しない場合、福祉サービス運営適正化委員会に苦情を申し出ることができます。)

借受期間中の厳守事項

この制度は、「資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を営ましめること」を目的としており、借受人は次の事項（生活福祉資金貸付制度要綱、要領等で規定される事項等）を厳守しなければならない。

- 1 貸付決定後に送付する償還計画に従い、所定の支払期日までに定められた償還金を納めなければならない。

- 2 借受人に次の事項が生じたときは、直ちに届出ること。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 改名・改姓したとき。
- (3) 死亡、または所在不明になったとき。
- (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき。

- 3 借受人が次の事項の一つに該当する場合には、貸付金の全部又は一部の返還を求めるか、貸付金の交付を取り消す場合がある。

- (1) 他の借入金返済への充当等貸付金の使途をみだりに変更したり、他に流用した場合。
- (2) 虚偽の申請、不正な手段により貸付を受けた場合
- (3) 故意に償還金の支払いを怠った場合
- (4) 貸付けの目的を達成する見込みがない場合

必ず、自筆・押印をお願いします。

上記の事項について、全ての内容を了承しました。

令和 ●年 ●月 ●●日

借受人

住所

○○市◆◆区■●●-●-●

氏名

●●●●

印

※本資金は貸付金であり、償還（返済）していただく必要があります。

※本書の原本は、愛知県社会福祉協議会に提出し、副本（コピー）は借入申込者が保有してください。

収入の減少状況に関する申立書

愛知県社会福祉協議会 会長 様

私が申込みをしました生活福祉資金の貸付金について、貸付の要件である新型コロナウイルスの影響による収入の減少状況については、以下のとおりであることを申告いたします。

勤務先名称または職業	飲食店経営	借入申込書に記入した勤務先名称または職業と勤務先所在地、電話番号をご記入ください。
勤務先所在地	〒●●●●-●●●● ○○市◆◆区■●●-●-● TEL●●●●(●●●●)●●●●	
減少前の収入	令和2年1月時の月額所得(手取り)は、約35万円でした。	
減少後の収入	令和2年5月時の月額所得(手取り)は、約10万円でした。	
減少の理由	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2月末頃から来客数が減少した。また、緊急事態宣言を受けお店を休業することが決まり、収入を得られない状態が続いているため。	

減少前の収入には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける前の収入を、減少後の収入には影響を受けた後の収入をご記入ください。

減少の理由には、できるだけ具体的に減少の理由をご記入ください。

※「新型コロナウイルス感染拡大の影響により、」から書き始めてください

(総口支援資金の申込の場合のみ記載)

生活保護利用状況	・受給中	・申請中
※該 利用 給付 に○ 他の えて 要な理由	緊急小口資金のご申請の際はこちらの欄は記入不要です	

住所、氏名について自筆のうえ、押印ください。

令和 ● 年 ● 月 ● ● 日

(借入申込者) 住 所 ○○市◆◆区■●●-●-●

氏 名 ● ● ● ●

(印)

本名で記入(通称不可)